

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号, 同条第2項および第801条第3項第2号ならびに
会社法施行規則第189条に定める書面)

2020年4月1日

中国電力株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂



広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫



中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）および中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」といいます。）は、2019年4月26日付で中国電力と中国電力ネットワークとの間で締結した吸収分割契約に基づき、中国電力が一般送配電事業等（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を中国電力ネットワークへ承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収分割会社における事項

- (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2に基づく請求を行った株主は存在しませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
中国電力は、会社法第785条第3項および第4項に基づき、2020年2月20日付で、株主に対して通知に代わる電子公告を行いました。所定の期間内に同条第1項に基づく請求を行った株主は存在しませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
中国電力は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）による手続の経過
中国電力は、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2020年2月20日付の官報および電子公告により、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項

- (1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過
会社法第796条の2に基づく請求を行った株主は存在しませんでした。
- (2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
中国電力ネットワークは、唯一の株主である中国電力が会社法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第797条の規定による手続は実施しておりません。
- (3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）による手続の経過
中国電力ネットワークは、会社法第799条第2項に基づき、2020年2月20日付の官報による債権者に対する公告および知れている債権者に対する個別催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

中国電力ネットワークは、本件吸収分割の効力発生日である2020年4月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、中国電力が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は1兆85億円（概算値）、負債の額は1,004億円（概算値）となります。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

効力発生日である2020年4月1日から2週間以内に申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

中国電力は、本件吸収分割について、2020年3月13日付で電気事業法第10条第2項に基づく経済産業大臣の認可を受けております。

以上

上記は原本と相違ありません

2020年 4月 1日

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員

清水希茂

